

交通事故「全損」（2024年1月8日産経新聞掲載）

修理費50万円支払いの可能性あり

【質問】

赤信号で停止中に追突事故に遭いました。車の修理費は50万円でしたが、加害者の任意保険会社から「古い車なので時価額は新車価格の10%である30万円」「全損になるので30万円しか支払えない」と言われました。しかし、私が中古車情報サイトで調べたところ、事故車両と同等の車両は10台あり、本体価格の平均は49万円（税込み）でした。修理費50万円を支払ってもらうことはできるでしょうか。

【回答】

加害者側保険会社のいう「全損」とは、経済的全損のことをいいます。経済的全損とは、修理をすること自体は可能であるものの、修理金額が事故当時の車両価値を上回るため、修理をすることが経済的観点からみて、不相当とされる状態を意味します。

そして、車両が経済的全損の状態にある場合、被害者に支払われる損害額は修理費の金額ではなく、事故当時の車両価値の金額すなわち「車両時価額+買い替え諸費用」の合計額にとどまります。

しかし、車両時価額の算出方法は複数あります。よく用いられるのは、①各車両の時価額が記載されたレッドブックと呼ばれる本から算出する方法、②中古車市場価格から算出する方法、③新車価格の10%とする方法—の3つです。

このうち①、②は比較的適正に時価額を算出できる方法と考えられていますが、③は事故車両が古すぎてレッドブックにも中古車市場にも存在しないなどといった特殊なケースで、ほかに時価額を決める方法がないため、やむを得ず採用される方法に過ぎません。

したがって、中古車情報サイトで事故車両と同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離の車両が10台あり、それらの本体価格の平均が49万円であれば、時価額を49万円とする主張が認められる可能性は高いといえます。これに車両の買い替えに伴う買い替え諸費用をプラスし、「車両価値は修理費50万円を上回るため、経済的全損ではない」と主張することで、修理費50万円を支払ってもらえる可能性もあると考えられます。

（弁護士 千葉飛鳥）